

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2024年度第3号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2026年 1月 9日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2024年8月14日付け24町保衛第69号の5(2024年度第3号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2024年2月13日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った2件の公文書公開請求に対して、処分庁が2024年2月26日付け23町保衛第335号の2及び2024年2月26日付け23町保衛第336号の2をもって行った公文書不存在を理由とした非公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2024年2月26日付け23町保衛第335号の2及び2024年2月26日付け23町保衛第336号の2をもって行った公文書不存在を理由とした非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消し、請求対象文書を公開せよとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、2024年2月13日に処分庁に対し、「250号車の運転日誌の2021年度分の簿冊の(1)簿冊管理簿と(2)簿冊一覧」

及び「250号車の2022年3月分の運転日誌とその運転日誌の簿冊の簿冊管理簿とその簿冊の簿冊一覧」を対象とする公文書公開請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、「250号車の運転日誌の2021年度分の簿冊の（1）簿冊管理簿と（2）簿冊一覧」については、「文書の保存年限が終了し廃棄済みであるため、存在いたしません。」として、「250号車の2022年3月分の運転日誌とその運転日誌の簿冊の簿冊管理簿とその簿冊の簿冊一覧」については、「運転日誌は、生活衛生課長が町田市文書管理規程第33条に基づき、保存年限を1年と定めております。そのため、2022年3月分の運転日誌については、保存年限が終了し、同規程第39条に基づき廃棄済みであるため、存在いたしません。簿冊管理簿や簿冊一覧も同様の理由で、存在いたしません。」として、それぞれ2024年2月26日付け23町保衛第335号の2及び2024年2月26日付け23町保衛第336号の2により本件処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2024年5月16日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2024年6月13日付け24町保衛第69号の2「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2024年7月11日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、条例第14条第2項の規定に基づき、2024年8月14日付け24町保衛第69号の5「公文書非公開決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2025年2月6日	審議
2025年3月6日	処分庁への事情聴取
2025年6月5日	審査請求人による口頭意見陳述
2025年8月21日	審議
2025年9月19日	審議
2025年12月15日	審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

2024年2月26日付け23町保衛第335号の2と2024年2月26日付け23町保衛第336号の2の非公開の理由の「存在いたしません。」は、審査請求人が保有している「2021年度の簿冊（004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月））の簿冊管理簿」は、審査請求人からの依頼に基づき生活衛生課が2024年2月7日に作成してあったのであるから、明らかに虚偽である。

審査請求に係る処分は、職権の行使を仮託した、条例第5条に違反し、審査請求人の条例第9条と同第1条の権利を侵害した職権濫用である。

2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

2021年度分の運転日誌の保存先となる簿冊は、保存年限が1年と定められており、2023年3月末に保存年限が終了している。運転日誌については紙文書のため、2023年4月に生活衛生課で廃棄処理を行った。

総合文書管理システム上の文書等の情報は、保存年限が終了したのち、総務部総務課が簿冊単位で全庁各課の廃棄処理を行う。対象の簿冊についても、2024年2月22日に総務部総務課が総合文書管理システム上の廃棄処理を行っており、それ以降、総合文書管理システムで表示されなくなった。

そのため、2024年2月7日時点では、総合文書管理システム上の情報が残っており、簿冊管理簿が出力できたが、2024年2月26日時点では、総合文書管理システム上の文書等の廃棄処理が終了し、対象の簿冊及び簿冊内の文書等にかかる情報が存在しなかったため、公文書非公開決定通知書をもって審査請求人に通知した次第である。

3 審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

(1) 弁明は、処分庁の主張する公開請求に係る文書についての管理状態（破棄状態）を反映した記録が、公開請求時点で存在していない、と同じ趣旨が述べられている。条例第1条の目的を達成するためには、町田市文書管理規程に従って、公開請求に係る文書についての管理状態を遅滞なく反映する記録がなされなければならないのであるから、審査請求に係る処分の弁明で述べられた文書管理は、条例第1条の目的の達成を困難にする文書管理である。

(2) 町田市の文書管理は、一元化されていない。文書等を管理するシステムに総合文書管理システムが存在しているが、名称は「総合」であるに

もかかわらず、このシステムで管理されない文書等がある。町田市文書管理規程からわかることとして、個別業務システムで管理する文書等が存在したり、簿冊管理されない文書等も存在したり、まったく「総合」ではなく、市民の目からは、複数の重層化した文書管理システムを有し、まったく理解しがたい文書管理がなされている。そして、公文書公開にあたって、総合文書管理システムの記録「保存状態」と異なり、公開請求に係る文書状態が破棄状態であるとする処分庁が主張するような記録と乖離した運用を可能としている。

しかし、実際には、公開請求時点における公開請求に係る文書「250号車の運転日誌」についての管理状態を遅滞なく反映した記録が、どこかの文書管理システムに存在しているはずであり、存在していなければならない。それが、恣意的に公開されない文書管理システムなのか、あるいは、本当は総合文書管理システムなのか、いずれかのはずである。

(3) 公開請求時点での「250号車の運転日誌」に係る管理状態を遅滞なく反映する文書管理システムは、総合文書管理システムであるはずなので、「250号車の運転日誌2022年3月分」は、それを保管していた簿冊（入れ物）を総務部総務課が2024年2月22日、破棄業者に破棄させて、遅滞なく「破棄状態」の記録をするまで、存在していたはずである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象文書について

本件公文書公開請求は、①「250号車の運転日誌の2021年度分の簿冊の(1)簿冊管理簿と(2)簿冊一覧」(以上、2024年2月26日付け23町保衛第335号の2の処分に係る公文書公開請求)及び②「2022年3月分の運転日誌とその運転日誌の簿冊の簿冊管理簿とその簿冊の簿冊一覧」(以上、2024年2月26日付け23町保衛第336号の2の処分に係る公文書公開請求)について、その公開を求めるものである(以下、本件請求に係る文書を「本件請求対象文書」という。)

本件請求に対して、処分庁は、①②いずれも、保存年限が1年と定められており、2021年に作成された本件請求対象文書は、2023年3月末を持って保存年限が終了し、2023年に廃棄されているとして公文書不存在を理由とした非公開決定処分を行った。当該非公開決定処分に対して、審査

請求人は、本件請求対象文書が廃棄されているはずはないとして非公開決定処分の取消し及び本件請求対象文書の公開を求めている。

2 公文書の管理簿及び簿冊について

本件請求に係る公文書は、特定の庁用車の紙媒体の運転日誌、運転日誌が綴られている簿冊の簿冊管理簿及び簿冊一覧である。

町田市では、公文書が紙媒体で取得または作成された場合、主管課で物理的に管理すると同時に、簿冊単位で、総合文書管理システムに記録することとされている。本件請求にかかる簿冊管理簿及び簿冊一覧は、そのような名称の文書はないものの、いずれも総合文書管理システムにより、出力されるもので、簿冊管理簿とされるもの（以下「簿冊管理簿」という。）は、管理されている簿冊について、簿冊の名称の他、分類、年度、保存期間、作成日、保存の終期、媒体種別、担当課、保存の有無等について管理の記載がなされるものであり、簿冊一覧とされているもの（以下「簿冊一覧」という。）は、簿冊に綴られている文書の一覧の記載がなされるものである。

なお、紙媒体としての公文書は保存年限終了後に、簿冊単位で、物理的に廃棄され、その後、総合文書管理システムにおいて、簿冊単位で廃棄処理がなされる。簿冊管理簿及び簿冊一覧は、総合文書管理システムに依存するものであることから、該当する簿冊が同システムにおいて廃棄処理がなされた後は出力できなくなる。

3 本件請求対象文書の存否について

本件公文書公開請求は、①「250号車の運転日誌の2021年度分の簿冊の（1）簿冊管理簿と（2）簿冊一覧」及び②「2022年3月分の運転日誌とその運転日誌の簿冊の簿冊管理簿とその簿冊の簿冊一覧」であり、いずれも保存年限1年の公文書である。

250号車は、庁用車250号のことであり、生活衛生課が専属的に管理を行う特定車両であり、特定車両として管理を開始したと同時に、同課は、車両管理のチェックリストに基づいて実際に車両を利用する日の乗車前に点検を行うなどにより作成される「仕業点検表」と、1か月おきに定期的に行われる点検により作成される「1ヶ月点検表」、車両の使用前に記載する「運行前点検表」、そして、車両の使用後に記載する「運転日誌」を作成し、これを6ヶ月ごとの「庁用車運転日誌・点検表・予定表」と題する簿冊に綴って管理している。本件請求にかかる「運転日誌」は、この簿冊に綴られてい

る。

2021年度分の1年保存の本件請求対象文書は、2022年度末(2023年3月末)まで保存され、2023年度に廃棄されることとされている。紙媒体である②の2021年度3月分の運転日誌を含む簿冊そのものは、総務部総務課長の「文書保存箱の廃棄及び外部保管庫への移送について(通知)」にあわせてなされる依頼により、物理的に廃棄されるのが通例で、具体的には同年4月11日の古紙回収で廃棄された。その後、総合文書管理システムにおいて廃棄処理がなされ、簿冊管理簿及び簿冊一覧は出力できなくなることから、公開請求があったとしても不存在となり公開することができなくなるのが通例である。

ところで、公開請求に先立って、審査請求人の依頼に応じる形で、生活衛生課は、2024年2月7日に、2021年度分の「庁用車運転日誌・点検表・予定表(10～3月)」及び「庁用車運転日誌・点検表・予定表(4月～9月)」にかかる簿冊管理簿を総合文書管理システムの出力により作成し、これが、3月7日に、審査請求人に示されており、その写しが当審査会に審査請求人より提出されている。

この点、処分庁の説明によれば、通例、簿冊等の物理的廃棄の後、遅滞なく、総合文書管理システムでの廃棄処理がなされるが、2023年度については、町田市文書管理規程に基づく「歴史的・文化的資料」の選別が予定されたことから、2022年度末(2023年3月末)に、保存年限10年未満の公文書を除いて廃棄を止めたために(保存年限10年未満の公文書については通例の手続で廃棄されている。)、これに伴って総合文書管理システム上の廃棄処理が、2024年2月23日(処分庁弁明書では、22日とされていたが、23日の誤りであることが判明している。)になったとのことである(2023年12月1日に、要綱で歴史的・文化的資料の選別のための基準をもうけ、その後各課に選別を依頼した。)

そうであるとする、本件請求対象文書である簿冊管理簿及び簿冊一覧は、確かに、本件非公開決定処分がなされた2月26日において、2月23日に当該簿冊の総合文書管理システム上の廃棄処理を行った結果として出力をして公開することができなかったことにはなるが、本件請求とは別に審査請求人に提供されたものとはいえ、少なくとも簿冊管理簿については、2月7日には出力をしていたのであるから、本件請求がなされた2024年2月1

3日時点においては出力をもって公開可能な状態にあったものと言えるし、簿冊一覧についても同様に出力可能であったと言える。

ただし、本件請求対象文書である簿冊管理簿及び簿冊一覧は、公開請求にもかかわらず廃棄されたというよりは、総合文書管理システムの廃棄処理に伴って出力ができなくなったことにより公開できなくなったものであり、処分庁が意図的に本件請求対象文書を廃棄したというわけではない。また、簿冊管理簿及び簿冊一覧にかかる簿冊そのものは、「歴史的・文化的資料」の選別のために廃棄が止められた保存年限10年以上の公文書に当たらないことから、保存年限1年文書として、すでに2023年4月11日に物理的に廃棄されているのであるから、仮に、簿冊管理簿及び簿冊一覧が公開されたとしても、本件請求の時点で、すでに事実を反映したものでないことは明らかである。

第6 結論

以上の通り、審査請求人の請求のうち、②「2022年3月分の運転日誌」は、公開請求時点ですでに廃棄されているものとして、また、①及び②の簿冊管理簿及び簿冊一覧は、公開請求時点で出力できないものとして公文書不存在であるとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。